

事業損失補償が必要か否かの判断フロー

公共事業の施行が原因で、起業地外の第三者に対し、振動、騒音、水枯渇、水汚濁、地盤変動、電波障害、日照障害、排気ガス等の不利益、損失、損害の事業損失が発生又はその恐れが生じる場合があります。

その場合、補償が必要か否かの判断（場合によっては計画の変更を含む）にご利用ください。

